

2010年4月19日

内閣府障がい者制度改革推進会議 御中

年金制度の国籍条項を完全撤廃させる全国連絡会

代表 李幸宏

学生無年金障害者訴訟全国連絡会

会長 吉本哲夫

在日無年金問題関東ネットワーク

代表 田中宏

連絡先 BYK03200@nifty.ne.jp

在日無年金障害者の早期救済を求める意見書

新政権による、障がい者制度改革推進本部と同推進会議の設立に大きな感銘を受け、強い期待を抱いております。課題山積ではありますが、当事者が少数である在日無年金障害者問題についても、遅滞なく取り組みを推進して下さるよう、改めて以下のようにお願い申し上げます。

障害基礎年金（第30条四の ）は、無拠出で支給され障害者の生活の維持に欠くべからざる極めて重要な所得保障となっています。無年金障害者問題を障害者権利条約に照らすと、前文(i), (p), の理念に反し、第5条の平等原則と第28条相当な生活水準及び社会的な保障の規定に明らかに違反しています。障害者権利宣言にも、障害者は、経済的社会的保障を受け、相当の生活水準を保つ権利を有するとし、その享受にいかなる例外も認めてはならないと謳われています。近時、国連人権規約委員会から規約違反との勧告がなされ、2010年4月7日にも日本弁護士連合会より人権侵害性を指摘され救済措置をとるよう勧告がなされました。

障害を負った経緯、無年金となった経緯にかかわらず包括的な無年金障害者問題の解決を図るべきですが、並行して個別の取り組みも可能な限り進めるべきです。

過去の国籍要件によって生じた在日無年金障害者は、2004年に制定された「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」の対象からも排除され、附則第2条の今後の検討事項に止まったままです。なんら合理的理由のない差別です。抜本的解決がなされるまでの間、在日無年金障害者を対象に加え支給を開始して下さい。

本件当事者は、1981年12月31日までに20歳到達した者であり、現在49歳以上です。高齢化が著しく重度障害者の平均寿命から考えても早期救済が喫緊の課題です。所得保障における無年金障害者の問題を取り上げる専門部会においては、是非とも重要な課題として位置付け、緊急に着手して下さいようお願い申し上げます。

提言の趣旨

包括的な無年金障害者問題の解決を進めるとともに、解決実現までの間、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」の改正において、同法の附則第2条に基づき、在日無年金障害者の救済を早急に図って下さい。

以上

在日無年金障害者問題

この問題の経過

1952年4月、対日平和条約の発効によって日本が主権回復した。その発効に先立って、日本政府は当時の在日外国人の90%余りにあたる旧植民地出身者（以下、「在日」とする）の「日本国籍」を剥奪し外国人とした。1959年に制定された国民年金法には、「国籍要件」が課され、米国籍者のみを任意加入とし、米国籍者以外の外国籍者を排除した。1982年、難民条約批准に伴い国民年金法の「国籍要件」を削除し、すべての外国籍者を強制加入の対象とした。その結果、1982年1月1日以降に20歳の誕生日を迎える重度障害者は、たとえ短期の留学生であっても、日本に居住する限り、年金保険料を法定免除され20歳前障害者対象の無拠出制障害基礎年金（国民年金法第30条四の）が支給されている。

しかし、国籍要件削除時に外国籍で既に20歳を超えていた重度障害者（現在48歳以上）は、無年金のまま放置されている。そのほとんどが、在日コリアンの2世3世であり、日本で生まれ育った者である。障害を負ったのが1952年4月以前であり、当時、日本国籍者であった者もいる。また、国籍条項削除時に60歳を超えていた外国籍高齢者も加入する機会がなかったため無年金となっている。無年金障害者のほとんどの両親が無年金高齢者である。

日本人の場合は？

当然、日本人にも国民年金法制定時に、既に高齢であった者、20歳以上の重度障害者はいた。それらの日本人には、無拠出制の福祉年金が支給されている。沖縄の日本返還時、中国残留者の日本帰国時などの場合にも、無年金者が生じないように、必要な経過措置が執られた。その一方で、在日の国籍要件削除時だけは、同様の経過措置を執らなかったため、無年金者が生じた。

今も続いている深刻な実態

2002年の坂口試案によれば、日本においては約2万人の在日無年金高齢者及び約5千人の在日無年金障害者がいると推察されている。しかし、実態調査すらされていないため、正確な当事者の数は確認できていない。高齢者も平均寿命を超えており、障害者はさらに寿命が短いため、毎年かなりの人数が死亡している。全国で約半数の自治体に在日外国人無年金者のための特別給付金が支給されている。実施自治体調査では、毎年死亡による対象者減が数百人に上る。今なお、救済されない在日無年金者が現存し、厳しい生活を強いられている。

裁判の結果に対する厚生労働省の問題のすりかえと民主党の取組みへの期待

これまで、在日コリアン無年金障害者による裁判が3件提訴され、3件とも最高裁で敗訴が確定した。平成21年4月27日付け厚生労働省年金局の「年金受給権を有しない在日外国人障害者を巡る問題に係る検討のための論点」には、「保険料拠出を原則とする年金制度の中で、保険料拠出のなかった者に年金制度から給付を行うことをどう考えるか。最高裁において、国民年金創設時に国籍要件を設けたことや国籍要件撤廃時に経過措置を設けなかったこと等について、違憲性や違法性はないとの判断が示されている中で、更なる措置の必要性についてどう考えるか。」という記述があるが、在日無年金障害者問題は、無拠出制年金を受給できていない者への救済を求めているのであり、論点を誤っている。また、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」によって救済された学生主婦無年金障害者も最高裁において、同様に敗訴している。少なくとも、特定障害給付金からさえも排除することに合理的理由はない。同法附則第2条の速やかなる実現が囑望される。

これまで、御党議員の熱心かつ着実なお働きのおかげで、過去2回も救済法案が上程され、一步一步解決への道程が築かれている。民主政策INDEXにも2007年以降連続明記されている。また、無年金障害者問題を考える議員連盟は、御党議員が中心になってこれまでこの問題に活発に取り組んでいる。当事者の高齢化が進み、経済環境も更に厳しくなり、一日も早い救済の実現のため政権交代に心から期待してきた。また、この問題解決を毎年日本政府に要望している韓国政府も、政権交代による局面の打開に大変注目している。

【 在日無年金障害者問題と障害者権利条約の関係 】

前文(i),(p)の理念に反し、第5条の平等原則と第28条の生活水準及び社会的な保障の規定に明らかに違反しています。

< 参考 >

障害者の権利に関する条約

前文

(t) 障害者の大多数が貧困の状況下で生活している事実を強調し、また、この点に関し、貧困が障害者に及ぼす悪影響に対処することが真に必要であることを認め、

(p) 人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的な、種族的な、原住民としての若しくは社会的な出身、財産、出生、年齢又は他の地位に基づく複合的又は加重的な形態の差別を受けている障害者が直面する困難な状況を憂慮し、

第五条 平等及び差別されないこと

1 締約国は、すべての者が、法律の前に又は法律に基づいて平等であり、並びにいかなる差別もなしに法律による平等の保護及び利益を受ける権利を有することを認める。

第二十八条 相当な生活水準及び社会的な保障

1 締約国は、障害者及びその家族の相当な生活水準（相当な食糧、衣類及び住居を含む。）についての障害者の権利並びに生活条件の不断の改善についての障害者の権利を認めるものとし、障害を理由とする差別なしにこの権利を実現することを保障し、及び促進するための適当な措置をとる。

2 締約国は、社会的な保障についての障害者の権利及び障害を理由とする差別なしにこの権利を享受することについての障害者の権利を認めるものとし、この権利の実現を保障し、及び促進するための適当な措置をとる。この措置には、次の措置を含む。

【 在日無年金障害者問題と障害者の権利宣言との関係 】

宣言2及び7に反しています。

< 参考 >

障害者の権利宣言

1975年12月 9日 国連総会決議3447（第30回会期）

2 障害者は、この宣言において掲げられるすべての権利を享受する。これらの権利は、いかなる例外もなく、かつ、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上若しくはその他の意見、国若しくは社会的身分、貧富、出生又は障害者自身若しくはその家族の置かれている状況に基づく区別又は差別もなく、すべての障害者に認められる。

7 障害者は、経済的社会的保障を受け、相当の生活水準を保つ権利を有する。障害者は、その能力に従い、保障を受け、雇用され、または有益で生産的かつ報酬を受ける職業に従事し、労働組合に参加する権利を有する。

【 在日無年金障害者問題と条約関係整備法との関係 】

国民年金法制定時であった国籍条項は、難民条約批准に伴い削除されました。しかし、sの際、難民条約関係整備法によって、救済せず放置することを法で定めたという事実を看過することは、障害者の権利条約批准の際にも、同様の事態を招く恐れがあります。

< 参考 >

「難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律（1981年）

附則第五項「施行日前に生じたものに基づく同法による福祉年金不支給又は失権については、なお従前の例による」

【 在日無年金障害者問題と特定障害者給付金法との関係 】

2004年12月、特定障害者給付金法が制定されましたが、その対象はいわゆる学生主婦無年金障害者に限定されました。在日無年金障害者の救済は附則第2条に止まっています。

なお、「検討」には、通常年限が明記されますが、この附則には年限がありません。検討をポーズしているだけという、異様なまでの執念的差別を看過することは、この国に住む、すべての障害者にとつて、全体の水準を引き下げる危険があります。

なお、障害者権利宣言に照らせば、いかなる例外も認めてはならないと重ねて主張すべきと思われる。

< 参考 >

「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」（2004年制定）

附則（検討）第二条 日本国籍を有していないため障害基礎年金の受給権を有していない障害者その他の障害を支給事由とする年金たる給付を受けられない特定障害者以外の障害者に対する福祉的措置については、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を踏まえ、障害者の福祉に関する施策との整合性等に十分留意しつつ、今後検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

日弁連総第125号
2010年(平成22年)4月7日

厚生労働大臣 長 妻 昭 殿
内閣総理大臣 鳩 山 由 紀 夫 殿
衆議院議長 横 路 孝 弘 殿
参議院議長 江 田 五 月 殿

日本弁護士連合会
会長 宇都宮 健 児

勧告書

当連合会は、A外22名申立てに係る人権救済申立事件(2008年度第10号人権救済申立事件)につき、貴省(貴院)に対し、下記のとおり勧告する。

記

第1 勧告の趣旨

当連合会は、1996年2月27日に、内閣総理大臣及び厚生労働大臣に対し、次の趣旨の要望を行った。すなわち、1986年4月1日の時点で60歳を超えていた在日朝鮮人高齢者を老齢福祉年金の支給対象とせず、また、1982年1月1日の時点で20歳を超えていた在日朝鮮人障がい者を障害基礎年金の支給対象としていない国民年金法の関連規定は、これらの者を日本国民と合理的な理由なく差別して扱うものであり、憲法14条1項、国際人権(自由権)規約26条、国際人権(社会権)規約2条2項等に違反するおそれがある、というものである。

しかし、それ以後も、中国残留邦人における無年金問題において救済措置が実施され、また、学生無年金障がい者問題において救済措置が実施される一方、在日外国人無年金障がい者・高齢者に対しては、何らの救済措置も講じられていない状態にある。さらに、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の附則及びその審議過程における附帯決議においては、今後この問題に検討を加えることとされながらも、現在に至るまで、具体的な検討が開始されていることがうかがえない。

このような状況に加えて、在日外国人無年金障がい者・高齢者の高齢化や、長引く不況などによる社会経済環境の悪化を受け、これらの者の多くが困窮した生活を行うことを余儀なくされている状況に鑑みれば、憲法14条1項違反並びに国際人権(自由権)規約26条及び国際人権(社会権)規約2条2項違反の状態は、現時点においてさらに著しくなっているものといわざるを得ない。近時の国際人権(自由権)規約委員会の総括所見においても、この問題に対する懸念が示されるところに、国に対し、救済措置を取るよう勧告がされているところである。そこで、当連合会は、国において、在日外国人無年金障がい者・高齢者が差別なく年金の支給を受けられるようにするため、難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律(昭和56年法律第86号)附則5項、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則31条、32条1項等を改正するなどの救済措置を速やかに講じるよう勧告するものである。

第2 勧告の理由

別紙「調査報告書」記載のとおり。

以 上

申立人らの身上、年金の不支給の状況、生活の状況及び年金の不支給に対する心情

氏名	生年月日	居住地	国籍	年金の不支給を知った状況	生活の状況	年金の不支給に対する心情
(無年金障がい者)						
A	1947年3月21日	大阪府			視覚障がい者である。	
B	1960年4月16日	福岡県	韓国	18歳のころに親が役場に問い合わせたが、在日コリアンには支給されないということであった。	肢体不自由者であるところ、パソコンのオペレーターとして勤務しており、また、経過的福祉手当・代替給付制度の支給を受けているが、障害年金の3分の1程度であり、経済的に厳しい状況にある。	税金を支払っており、また、在日コリアンは植民地支配の結果として日本に居住することになったのであるから、年金を支給しないことは在日コリアンに対する不当な差別である。
C	1949年5月19日	福岡県			肢体不自由者である。	
D	1959年1月7日	福岡県	韓国		肢体不自由者であるところ、40歳で体調を崩した以後、町の在日外国人障害福祉基金等で生活しているが、支出を限界まで切り詰めた生活をせざるを得ない。	特別障害給付金制度などが導入される一方、現在まで在日外国人の無年金問題が解決されていないことは、明らかな国籍差別であり、到底受容できることではない。
E	1961年7月18日	京都府	韓国		肢体不自由者であり、母と2人で生活しているところ、京都市自治体給付金等を受給している生活しているが、弟からの生活費の支援を受けている。	日本人と同様に、日本で生まれ、障がいを持ちながら、年金を支給されないことはおかしいし、また、20歳で線引きをされるのもおかしい。なぜ不平等が放置されたままになっているのか。当事者として何度も訴えていくのは辛いが、自分たちが訴えていくしかないと思っている。
F	1955年8月22日	東京都	日本国籍に帰化	20歳ころに役所から障害基礎年金を受給できないと言われた。	肢体不自由者であるところ、障害者団体で嘱託社員として就労しているが、障害が重度化するなどのことがあれば、直ちに無収入となるおそれがある。	学生・主婦無年金者、中国残留帰国者が救済されているにもかかわらず、どうして在日外国人無年金者が生活の困窮を強いられ放置されているのかについて理解できない。
G	1960年5月12日	大阪府	韓国		肢体不自由者であるところ、障害者相談事業所の職員として勤務しているが、経済的余裕はない。	年金の支給は明らかな制度的欠陥によるものであり、是正策が全く取られていないことは外国人に対する差別である。
H	1951年6月6日	山口県	韓国	20歳ころに親が役場に問い合わせたところ、在日コリアンには年金が支給されないということを知った。	肢体不自由者であるところ、生活保護を受給し、ホームヘルパーを受けながら単身で生活をしている。	このような差別には憤りを感じており、やめてほしい。
I	1950年12月19日	京都府	朝鮮籍	区役所から、在日コリアンの障がい者については、年金を受けられないと聞いたが、詳しい説明は受けなかった。	聴覚障がい者であるところ、機物の仕事をしていて、収入が少ないことから、板金の会社に就職していた。しかし、障がいのために辞めさせられ、現在は、ホテルの清掃の仕事をしているが、パートで時給は800円であり、生活は苦しい。	多くの在日コリアンの障がい者は、在日コリアンであり、障がい者であるという二重の厳しい差別を受けており、その上に年金の支給を受けられないことになって、非常に苦しい生活を強いられている。国は、国籍差別に基づき年金を支給しなかったことによる被害について、責任をもって解決すべきである。
J	1954年8月20日	京都府	韓国籍		聴覚障がい者であるところ、清掃の仕事をしており、福祉手当・京都市外国人障がい者手当を受給しているが、何時事故があって辞めさせられるか分からず、生活が不安である。	1982年に国民年金制度の国籍条項が撤廃されたのに、なぜ受給することができないか全く理解できず、無年金状態のまま国から放置されるのは差別にほかならない。
K	1947年7月25日	京都府	朝鮮籍から日本国籍に帰化	20歳に最初の申請をした以後、4回にわたり障害基礎年金を申請したが、年金は受けられないと言われ、ほとんど説明もなかった。	聴覚障がい者であるところ、縫物の仕事をしていて、収入が少ないことから、板金の会社に就職している。しかし、収入は少なく、また、福祉手当・京都市外国人障がい者手当等を受けているが、年金に比べて金額は非常に少なく、生活は苦しい。	1982年に国民年金法の国籍条項が撤廃されたにもかかわらず、現在も年金を受給することができない状態であり、早急に解決しなければならない。
L	1950年12月19日	京都府	日本国籍に帰化	1982年に国籍条項が撤廃されたことを知って区役所で年金の申請をしたが、既に20歳を超えているので、支給できないと言われた。	聴覚障がい者であるところ、福祉手当を受給するなどして生活しているが、生活は大変である。	帰化しても年金は支給されず、なぜこのような制度になっているのか、日本の福祉のあり方には大きな疑問を持たざるを得ない。
M	1930年10月3日	京都府	韓国	区役所で職員に尋ねたが、20歳を過ぎているから支給されない旨説明された。	聴覚障がい者であるところ、3人の子を高校に行かせることができず、娘に十分な結婚資金を渡すこともできなかった。	年金が支給されれば、安定した生活が保障され、子どものために十分に使うことができるが、そのようなこともできなかったものであり、納得できない。
N	1940年12月8日	京都府	韓国		聴覚障がい者であるところ、生活保護を受けて生活している。	今後の生活を考えると、年金が支給されたらすれば安心であり、また、同じ聴覚障がい者であったとしても、国籍が異なるということのみで、年金が支給されないのはおかしい。
O	1942年2月4日	東京都	韓国	友人が役所に問い合わせたところ、日本人ではないから支給されないと言われた。	聴覚障がい者であるところ、地域の手話講習会の助手の謝金等で生活しているが、住居の立退きを迫られており、生活は困窮している。	国籍条項が撤廃された以上、差別は完全になくならないとおかしい。
P	1959年11月17日	東京都	日本国籍に帰化	20歳に区役所に行ったところ、外国籍であるから支給されないと言われた。そこで、日本人になれば支給されると思い、25歳で帰化をして区役所に行ったが、支給されないと言われた。さらに、27歳で日本人と結婚して区役所に行ったが、支給されないと言われた。	聴覚障がい者であるところ、百貨店の嘱託社員として勤務しているが、1年で更新されるにすぎないことから、いつ更新拒絶されるか分からず、生活が不安である。	友人が年金を受給しているにもかかわらず、自分に支給されないことに納得がいけない。差別以外に理由は考えられず、差別は許されるべきではない。
Q	1949年9月19日	大阪府	日本国籍に帰化	20歳に役所に年金の申請に行ったが、要件に該当しないから支給されないと言われた。	視覚障がい者であるところ、パートによる給料・特別給付金で生活しているが、生活は苦しい。	税金を支払ってきており、また、帰化しているにもかかわらず、なぜ年金が支給されないのかどうしても納得できない。

R	1944年11月5日	大阪府	日本国籍に帰化	父と区役所に行ったこともあったが、外国人であるから支給されないことを知っていた。	視覚障がい者であるところ、鍼の仕事による収入・特別給付金等で生活しているが、鍼の仕事が減ってきており、生活は苦しい。	1日でも早く、無年金の者に年金が支給されるようにして欲しい。
S	1959年3月17日	福岡県	韓国	20歳前に母が役場に問い合わせたところ、障害福祉年金は支給されないと言われた。	視覚障がい者であるところ、経過的障害福祉手当・代替給付制度等で生活しており、親の支援を受けてきたが、生活は苦しい。	国民年金法から国籍条項がなくなった際に救済措置を取るべきであったものであり、政府は在日コリアンに対してこのような扱いをやめるべきである。
T	1949年5月29日	愛知県	韓国		肢体不自由者であるところ、施設を出てアパートで生活しており、生活保護を受給して24時間介護を受けて生活している。しかし、吸引機やパソコンの購入に制限があるほか、住宅扶助の物件の範囲が限定されていることから、24時間介護を受けることが難しくなるという問題がある。	不公平ということがもっとも問題である。
(無年金高齢者)						
U	1918年2月19日	京都府	韓国	区役所で京都市長に陳情の手紙を出してきたが、良い返事をもらえなかった。	85歳までは、年金の支給もない中、行商の仕事や畑仕事をしながら、独り暮らしで頑張ってきたが、倒れてからは生活保護を受けて生活している。	日本政府が、在日コリアンを差別して年金に加入させないのはいくらのことか。これまで一生懸命に仕事をしてきたのであるから、独居の老人としてせめて人並みの老後を送りたい。
V	1921年5月13日	京都府	朝鮮		くず鉄屋を廃業し、長男に任せってきた事業も失敗し、年金も受けられない状態であることから、福祉を受けて生活している。	私と同じような年齢になっても年金を受けられない多くの在日コリアンがいる。どのようにして日本に定住するようになり、どのようにして厳しい生活をせざるを得なかったのかをどうしても伝えたいと思っている。
W	1921年1月5日	京都府	韓国		長男夫婦と一緒に生活してきたが、長男の自営業が倒産したことから、2001年以後は長男と離れて生活保護を受けて生活している。	

障害者問題と無年金障害者

学生無年金障害者訴訟を通して

学生無年金障害者訴訟全国連絡会 代表委員
東京無年金障害者をなくす会 幹事
精神保健福祉士
菊池 江美子

1. 無年金障害者の救済措置はとられてきたのか？ 学生無年金障害者訴訟への背景

- ・1981年 国際障害者年 社会参加実現への気運の盛り上がりと所得保障の必要性の確認/無年金障害者の顕在化へ
- ・1986年 障害福祉年金を障害基礎年金に引き上げ 障害年金制度が障害者の所得保障の支柱に
- ・1989年 年金法改正 国会付帯決議：「学生時の障害無年金の対策等障害者の所得保障の充実について、障害者の『完全参加と平等』を促進する見地から、今後総合的に検討すること」
- ・1994年 年金法改正：国会付帯決議 「無年金である障害者の所得保障については、福祉的措置を含め（すみやかに）検討すること」（カッコ内は参議院）

無年金障害者の救済（障害者の所得保障確立）の必要性が認められ、解決すべきと約束されても、その救済措置はとられず、国民年金法制定後現在に至るまで40年間放置してきたことになる

（1998年1月 集団による審査請求運動スタート 2001年7月 全国9地裁に一斉提訴 30名による訴訟運動スタート）
裁判の経過は、添付の「判決の経緯」を参照

2. 学生無年金障害者訴訟を通して見えてきたこと

< 裁判での争点 >

学生無年金障害者の救済を求める

学生の任意加入制度には重大な欠陥があった（学生のたった1%強のみが任意加入）、法の欠陥・不備で生じた無年金。ゆえにその間違いを認定し救済せよ。今後同様の無年金障害者を生じないように法改正・法整備を図れ。

「初診日問題」の解決を求める

形式的な初診日主義に陥らず、法の趣旨に合わせ柔軟な法解釈を行い救済せよ。今後も同様の問題が生じないように、実態（精神障害や内部障害の疾患の特性）に応じた法の運用の適正化を図れ。

- ・「国民年金法」を相手に障害者の所得保障問題の解決の意義を訴えたが、「保険原理」の壁をうち壊すことができなかった
- ・社会保険としての年金制度に障害者の所得保障問題の解決のすべてを求めることの限界が見えた
- ・裁判の成果も活かし、過渡的な救済措置（初診日認定の運用の確実な見直し、「特別障害給付金」の支給対象拡大・支給額のアップ・提出書類の簡略化など申請手続きの見直しなど）を急ぐことと同時に、障害者にとっての所得保障システムの確立への本格的な着手を急ぐこと！

3. 無年金障害者問題の意味すること

障害者施策において欠けてはならない視点とは

日本の多くの障害者像（実態）は、『**稼得収入等での経済的自立は困難。その上無年金状態で、家族扶養に依存せざるを得ない。このような不安定な経済基盤＝生活基盤のなかで、諸サービスにつながらず、「自立」に主体的・意欲的に取り組めないで社会的に孤立している。**』

あくまでもこれをモデルに！

プライドを持って「障害」と共存しながらの社会的な成長と社会の中での自分らしい「自立」への取り組み＝当たり前の権利の享受と義務の行使（社会的存在価値）を可能とするには生活の安定（所得保障）が基盤にあることが前提条件！

それでも、これ以上「無年金障害者問題」を放置するのか？！

当面する緊急の課題・・・「年金制度の国籍要件を完全撤廃させる全国連絡会」との共同で「特定障害者に対する特別障害給付金」支給対象拡大の早期実現を求めて

学生無年金障害者裁判一覧

地裁名	地裁判決	高裁判決	最高裁の状況
札幌地裁	2005.7.4 敗訴 (身体3名 精神1名)	札幌高裁 2007.3.30 敗訴	最高裁 2008.10.31 敗訴
盛岡地裁	2006.3.27 勝訴 (精神1名)	仙台高裁 2007.2.26 勝訴	最高裁 2008.10.15 勝訴
東京地裁 (身体)	2004.3.24 勝訴 (身体3名) うち1名勝訴確定	東京高裁 2005.3.25 敗訴	最高裁 2007.9.28 敗訴
東京地裁 (精神)	2006.10.27 勝訴 (精神2名)	東京高裁 2006.10.26 敗訴(うち1名) 東京高裁 2006.11.29 勝訴(うち1名)	最高裁 2008.10.10 敗訴
新潟地裁	2004.10.28 勝訴 (身体2名)	東京高裁 2005.9.15 敗訴	最高裁 2007.9.28 敗訴
京都地裁	2005.5.18 敗訴 (身体1名 精神1名)	大阪高裁 2007.2.27 敗訴	最高裁 2008.10.6 敗訴
大阪地裁	2006.1.20 敗訴 (身体8名 精神2名)	大阪高裁 2008.4.25 敗訴	最高裁 2009.3.17 敗訴
岡山地裁	2005.8.23 敗訴 (身体1名)	広島高裁 2006.10.19 敗訴	最高裁 2008.10.6 敗訴
広島地裁	2006.3.3 勝訴 (身体2名)	広島高裁 2006.2.22 敗訴	最高裁 2007.10.9 敗訴
福岡地裁	2006.4.22 勝訴 (精神1名 勝訴確定)	_____	_____